

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2021年9月号〉

## 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

 [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | 相殺の担保的機能にはどこまで期待していいのか  
～破産法72条2項2号の初の適用例を示した近時の最高裁判決を題材に～



2 | 産業競争力強化法改正と事業再生ADR・債権譲渡



3 | 中小企業再生支援協議会スキームによる再生支援手続における  
プレDIPファイナンス及び商取引債権保護規定の創設



4 | 連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向②—破産編—



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 相殺の担保的機能にはどこまで期待していいのか ～破産法72条2項2号の初の適用例を示した近時の最高裁判決を題材に～

岸本卓也  
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

破産法では、破産債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする破産手続の趣旨が没却されることのないように一定の場合に相殺を禁止する一方で、相殺の担保的機能に対する合理的な期待が認められる場合にはかかる相殺禁止を解除することとしています。破産法72条2項2号はこうした相殺の担保的機能に対する合理的な期待を保護するための規定の一つであるところ、同規定に関して債権者の相殺権を制限する旨の判示をした高裁判決(福岡高裁平成30年9月21日判決(金法2117号62頁)。以下「平成30年福岡高判」といいます。)を事業再生・債権管理Newsletter2019年8月号にてご紹介しましたが、近時、平成30年福岡高判を破棄自判し、「真逆の」結論を示した最高裁判決(最高裁令和2年9月8日第三小法廷判決(民集74巻6号1643頁)。以下「令和2年最判」といいます。)が出されました。そこで本稿では、債権者の相殺権保護の範囲の拡張を示唆する令和2年最判を紹介した上で(後記第2ないし第4)、令和2年最判が破産債権者による相殺権の行使の可否ないし限界の議論に及ぼす影響についての若干の考察(後記第5)を行います。

### 第2 事案の概要

事業再生・債権管理Newsletter2019年8月号 をご参照ください。

### 第3 争点

同一当事者間において支払停止前に締結された複数の公

共工事請負契約に基づいて支払停止後の解除により生じた違約金債権と報酬債務との相殺は、当該債権・債務が同一の契約に基づいて発生したものである場合に限られるのか(=相殺の担保的機能に対する合理的な期待は認められないのか)が令和2年最判の主な争点です。

### 第4 争点に対する裁判所の判断

#### 1 平成30年福岡高判の判断<sup>1</sup>

##### (1) 結論

相殺は禁止される(=相殺の担保的機能に対する合理的な期待は認められない)。

##### (2) 理由

特定の請負契約における本件条項に基づく違約金債権を自働債権として、これと対価牽連関係にある当該請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺を期待することは合理的なものといえるが、別個の請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺を期待することは合理的なものということはいえない。

#### 2 令和2年最判の判断(下線筆者)

##### (1) 結論

相殺は禁止されない(=相殺の担保的機能に対する合理的な期待が認められる)。

##### (2) 理由

ア 破産法72条2項2号の趣旨

「破産法は、破産債権についての債権者間の公平・平等

1: 第一審の判断については事業再生・債権管理Newsletter2019年8月号をご参照ください。

な扱いを基本原則とする破産手続の趣旨が没却されることのないよう、72条1項3号本文において、破産者に対して債務を負担する者において支払の停止があったことを知って破産者に対して破産債権を取得した場合にこれを自働債権とする相殺を禁止する一方、同条2項2号において、上記破産債権の取得が「支払の停止があったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合には、相殺の担保的機能に対するその者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記破産手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される(最高裁平成24年(受)第908号同26年6月5日第一小法廷判決・民集68巻5号462頁参照)。」

#### イ 本件における相殺の担保的機能に対する期待

「本件各違約金債権は、いずれも、破産会社の支払の停止の前に原告人と破産会社との間で締結された本件各未完成契約に基づくものである。本件各未完成契約に共通して定められている本件条項は、破産会社の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないこと及び原告人が解除の意思表示をしたことのみをもって原告人が一定の額の違約金債権を取得するというものであって、原告人と破産会社は、破産会社が支払の停止に陥った際には本件条項に基づく違約金債権を自働債権とし、破産会社が有する報酬債権等を受働債権として一括して清算することを予定していたものといえることができる。原告人は、本件各未完成契約の締結時点において、自働債権と受働債権とが同一の請負契約に基づいて発生したものであるか否かにかかわらず、本件各違約金債権をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたといえ、この相殺を許すことは、上記破産手続の趣旨に反するものとはいえない。」

## 第5 考察

### 1 平成30年福岡高判と令和2年最判の比較

上記のとおり、平成30年福岡高判では、同一当事者間において支払停止前に締結された複数の公共工事請負契約に基づいて支払停止後の解除により生じた違約金債権と報酬債務との相殺について、自働債権と受働債権の対価牽連性を重視した判断枠組みを用いて、原則として債権の発生原因の同一性が認められる場合に限り担保的機能に対する合理的な期待が認められる旨判示しました。しかしながら、①相殺は、同一当事者間の同種債権の対立を要件とするのみで、債権の発生原因の同一性を要件とするものではないこと(民法505条1項)、②破産法では破産制度の趣旨と相殺の担保的機能に対する期待との調整について、自働債権と受働債権の牽連性、債権の発生原因の同一性に着目した規定を置いていないこと等から、平成30年福岡高判に対しては批判的な論評が多く寄せられていたところ<sup>2</sup>。これに対し、令和2年最判では、平成30年福岡高判よりも相殺の担保的機能に対する合理的な期待の範囲を広く捉えており、当事者が自働債権と受働債権とを「一括して清算する予定」であったことを梃子として、債権の発生原因の同一性が認められるか否かにかかわらず相殺の担保的機能に対する合理的期待を認めました。この意味で令和2年最判は、債権者の相殺権保護の範囲の拡張を示唆する判例といえます。

### 2 令和2年最判の意義

上記のとおり、令和2年最判は、債権者の相殺権保護の範囲の拡張を示唆する判例といえますが、相殺の担保的機能に対する期待が合理的であると判断されるために重要な要素が何であるのかは令和2年最判によっても判然としにくいところです。令和2年最判は、相殺の担保的機能に対する合理的期待が認められることの根拠として、①違約金条項の共通

2: 上田純「判批」金融法務事情2145号44頁(2020)、福井俊一「判批」新判例解説Watch 26号231頁(2020)、田高寛貴「民事判例20 2019年後期」62頁(現代民事判例研究会、2020)等。

②支払停止後の解除の意思表示のみによる違約金の発生、  
③違約金額の一定性を挙げているところ、このことからすれば、同様の条項を記載した継続的取引の基本契約から生じる債権・債務については相殺の担保的機能に対する合理的期待が常に認められることになりそうです。しかしながら、継続的取引の基本契約の場合は、具体的な受働債権の発生原因が基本契約締結時に確定しているわけではなく、このような抽象的な相殺の期待にまで合理性を認めることは破産債権についての債権者間の公平・平等な扱いを害することになる旨の指摘がなされているところであり<sup>3</sup>、上記①②③が認められるからといって常に相殺の担保的機能に対する合理的期待が認められるわけではないように思われます。そうすると、少なくとも令和2年最判と同種の事案では、今後も、債権者の相

殺の担保的機能に対する期待は合理的であると認められるといえますが、令和2年最判の射程がどこまで及ぶのか(=債権者の相殺の担保的機能に対する期待がどの範囲まで合理的といえるのか)は、今後の裁判例、議論の動向を注視する必要があるように思われます。

なお、上記のとおり令和2年最判は破産法72条2項2号に関する事例判決ではありますが、民事再生法93条2項2号に関して判示した最高裁平成26年6月5日第一小法廷判決・民集68巻5号462頁<sup>4</sup>を引用していることからすれば、破産法71条2項2号、民事再生法93条2項2号、93条の2第2項2号における相殺の担保的機能に対する合理的期待の判断においても令和2年最判と同様の判断がなされる可能性が高いように思われます。

3:大森直哉「判解」法曹時報69巻1号181頁(2017)。

4:再生債務者が支払の停止の前に再生債権者から購入した投資信託受益権に係る再生債権者の再生債務者に対する解約金の支払債務の負担が、民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たらず、上記支払債務に係る債権を受働債権とする相殺が許されないとされた事例。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## 産業競争力強化法改正と事業再生ADR・債権譲渡

宮本 聡  
So Miyamoto

PROFILEはこちら



## 1 はじめに

産業競争力強化法等の一部を改正する法案が2021年6月9日に可決成立し、同月16日に公布され一部は公布日に、その他の部分についても8月2日付で施行されました。

バーチャルオンリー株主総会をはじめとして、多岐にわたる今回の産業競争力強化法等の改正ですが、本稿では、事業再生と債権管理に影響のありうる改正点(「債権譲渡の第三者対抗要件の特例」及び「事業再生の円滑化のための事業再生ADRに関連する改正」)にフォーカスして説明いたします。なお、本稿では、ことわりのない限り、改正後の産業競争力強化法を「法」と略しています。

## 2 債権譲渡の第三者対抗要件の特例

これまで債権譲渡の第三者対抗要件の具備には、①公証役場での確定日付の取得や内容証明郵便(民法467条、民法施行法5条1項2号及び6号)、あるいは②債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記(債権譲渡特例法4条1項、14条1項)のいずれかの方法による必要があり、実務的には①のうちの内容証明郵便(電子内容証明を含む)の方法が多く用いられています。

今回の改正によって設けられた債権譲渡の第三者対抗要件の特例は、この①②に加えて、ペーパーレス化・デジタル化を推進すべく、電子的システムを用いた、新たな第三者対抗要件具備の方法を認めるものです。具体的には、主務大臣の認定を受けた新事業活動実施者が提供するシステムを利用して行われた債権譲渡通知等を、確定日付のある通知

等とみなすものです(法11条の2第1項)。

認定新事業活動実施者が提供するシステムは、以下の(i)(ii)の要件を充足する必要があります。

(i) 債権譲渡通知等をした者及び通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認できること。

(ii) 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、その改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

(ii)に関する主務省令(法務省・経済産業省令2号(同年8月2日施行))

- ・債権譲渡通知の記録の5年間の保存(同令2条1号)
- ・譲渡通知をした者の求めがあった場合の債権譲渡通知に関する書面又は電磁的記録の提供(同条2号)
- ・情報システムにおいて債権譲渡等の日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させること(同条4号)
- ・技術的な安全管理に関する措置を講じること(同条6号)等

これに関連して、今回の改正前から、規制のサンドボックス制度<sup>1</sup>を活用して「SMSを利用した債権譲渡通知に関する実証」(認定日:2020年6月26日)が進められていました<sup>2</sup>。この実証を行っている事業者は、SMAPS(Short Message Accelerate Platform Service)という、SMS(Short Message Service)を利用して、確実に目的の通信端末へメッセージを

1:「規制のサンドボックス制度」とは、新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、新しい技術等の実現に向けて、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けて、期間や参加者を限定した実証を行い、実証のデータを用いて規制の見直しにつなげていく制度であり、諸外国でも導入されています。法律上は、「新技術等実証制度」と表現するのが正確ですが、一般的に「規制のサンドボックス制度」と表現されていますので、本稿でもそのように表現しています。

2:<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/project/gaiyou17.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

届け、メッセージに記載されたショートURLから重要な情報に誘導できるクラウドサービスを提供しています。この実証は、内容証明郵便など既存の方法による債権譲渡通知を行うとともに、それと併用する形で、SMAPSを利用したSMSによる同一内容の通知を行うことでその利便性等を検証するものであり、SMS通知は第三者対抗要件具備という独自の法的効果を持ちません<sup>3</sup>。

しかしながら、今後、事業者が債権譲渡に関し、法9条及び法11条の2による認定を受けることとなれば、将来的にはSMSによる通知のみによって、第三者対抗要件を具備できることとなりますので、今後の動向が注目されます。

### 3 事業再生の円滑化のための事業再生ADRに関連する改正

#### (1) 事業再生ADRとは

事業再生の円滑化のための産業競争力強化法の改正は、事業再生ADRに関連するものです。事業再生ADRは、法的事業再生手続(会社更生、民事再生)によらない、企業の私的な事業再生手続のうちADR法及び産業競争力強化法等に基づいて制度化された一定のルールのもとでの事業再生手続のことをいいます。

事業再生ADRの特徴としては、①手続実施者(中立的な立場で債権者と債務者企業の権利関係の調整にあたる者で、事業再生に精通している)が選任されること、②債務者企業が策定した事業再生計画案の成立に全対象債権者の同意が必要であることがあげられます。②のとおり事業再生計画の成立には全対象債権者の同意が必要であるため、事業再生ADRが一部の対象債権者の反対により途中でとん挫したものの、引き続き事業再生を模索しようとする場合には、債務者

企業が裁判所に法的事業再生手続を申し立てる必要があります。

#### (2) 改正の趣旨

(1)のような事業再生ADRについて、コロナ禍において今後の見通しが難しい中、予防的な意味合いも含め、迅速な事業再生を可能とする環境を整備すべく、事業再生ADRから法的事業再生手続への移行を円滑にするための規定等が、今回設けられました。

#### (3) 監督委員の選任に関する特例

事業再生ADRから民事再生ないし会社更生に移行する際に、裁判所が、事業再生ADRにおいて手続実施者が和解の仲介を実施していたことを考慮したうえで、監督委員の選任をするとの規定が設けられています(法49条及び50条)。

この規定は、事業再生ADRに携わり債務者企業の状況を把握している手続実施者が、その後の法的事業再生手続において監督委員として選任されやすくすることで、私的整理と法的整理の連続性を確保し、迅速な事業再生を図ろうとするものです。

#### (4) 簡易再生の申立てに関する特例

事業再生ADRにおいて債権総額の5分の3以上に当たる債権を有する債権者が事業再生計画に同意した場合、債務者企業は、当該計画に基づき行う債権の減額が「事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」の「確認」を求めることができることになりました(法65条の3)。

この「確認」を得た債務者企業の事業再生ADRが頓挫して、裁判所に対し、民事再生の申立てがなされ、その中でさらに簡

3:平松淳ほか「令和3年産業競争力強化法等改正法における債権譲渡における第三者対抗要件の特例・事業再生の円滑化関係改正の解説」(NBL1199号68頁)によると、実証の過程において、当該クラウドサービスを利用した債権譲渡の通知について情報の消失・改ざんが発生しないこと、保存された債権譲渡通知についてデータの真正性が担保されていることなどが確認された、とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

易再生の申立てがなされた場合、裁判所は、この確認がなされていることを考慮して、債務者企業の再生計画案について「再生債権者の一般の利益に反する」(民事再生法174条2項4号)事由があるかどうかを判断するものとされています(法65条の4)。

簡易再生手続は、民事再生の中で時間と労力を要する再生債権の調査や確定の手続を省略して簡易迅速に再生計画を成立させることのできる手続です(民事再生法211条以下)。簡易再生の活用には、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の5分の3以上を有する届出再生債権者が、①債務者企業等の提出した再生計画案、及び②債権の調査・確定手続の省略の双方に同意していることが要件となります(民事再生法211条1項)。

簡易再生でも再生計画の成立には、裁判所による再生計画の認可を得ることが必要ですが、今回の改正は、裁判所が、再生計画を認可する要件の1つである「再生債権者の一般の利益」に反しないかどうかを判断する際に、上記の法65条の3の「確認」がなされていることを考慮要素の一つ一つとすることで、再生計画を裁判所に認可されやすくしたものです。

これまで、事業再生ADRを含む私的整理が一部の債権者の反対でとん挫した場合に、簡易再生の利用が提唱されることがありました。もともと、民事再生は、再生計画の認可まで

約5-6か月という短いスケジュールでの運用が実務上なされていることもあって、簡易再生はあまり活用されておらず、2000年から2010年までの全国での活用実績は54件<sup>4</sup>であり、2001年から2020年までの東京地裁での活用実績は2件とされています<sup>567</sup>。

上記の改正は、一部債権者の反対で事業再生ADRがとん挫しても、事業再生ADRで作成された事業再生計画案がそのまま簡易再生でも再生計画として成立することの予見可能性を高めることで、法的事業再生手続への移行を抑止しつつ事業再生ADRでの迅速な事業再生を図ろうとするものです。

#### (5) 金融機関の事業再生ADR参加の努力義務

事業再生ADRは私的整理手続の一種であり、金融機関等の対象債権者が事業再生ADRに参加するかどうかはあくまで任意ですが、今般、事業再生の円滑化の観点から、事業再生ADR実施機関から手続に参加するよう要請された場合、金融機関は手続参加に協力することが義務付けられました(法65条の5)。この義務は、手続参加への努力義務であり、義務の程度として決して強いものではありませんが、努力義務とはいえ、明文の規定として金融機関に事業再生ADRへの参加を促すものですので、参加要請を受けた金融機関としては、この規定も踏まえて対応を検討する必要があります。

4: 園尾隆司=小林秀之「条解民事再生法」1102頁(弘文堂、3版、2013年)

5: 永谷典雄ほか編『破産・個人再生の実務【第4版】民事再生・個人再生編』375頁(きんざい、2020)

6: 2018年の産業競争力強化法の改正の際には、事業再生ADRが成立せず法的事業再生手続(会社更生・民事再生)に移行する場合において、DIPファイナンスや商取引債権の保護を図るための特例(法56条ないし65条)が設けられており、この改正も事業時再生ADRから法的事業再生手続への円滑な移行を図ること、また、事業再生ADRの実効性を高めることを企図したものです。なお、これまでのところ、この特例の活用事例は報告されていません(事業再生実務家協会シンポジウム報告「事業再生ADR手続の最新の運用状況」NBL1197号62頁)。

7: 民事再生全般の活用実績については[https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL\\_Restructuring\\_Debtmanagement\\_202108-P9-Miyamoto.pdf](https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202108-P9-Miyamoto.pdf)を参照。

## 具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## 中小企業再生支援協議会スキームによる再生支援手続における プレDIPファイナンス及び商取引債権保護規定の創設

北野知広  
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



### 1. 産業競争力強化法等の改正

2021年8月2日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行されました。

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210802001/20210802001.html>: 経済産業省のHP参照)

改正内容は多岐にわたりますが、本稿では、中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)による事業再生支援の機能強化について、取り上げたいと思います。

### 2. プレDIPファイナンス及び商取引債権保護規定の創設(総論)

概略としては、中小企業再生支援協議会スキームによる再生支援手続(以下「協議会手続」といいます。)について、法的再建手続(民事再生手続又は会社更生手続)に移行した場合に、協議会手続中に実行されたつなぎ融資(以下「プレDIPファイナンス」といいます。)にかかる債権の優先弁済を可能とする規定や、協議会手続中に生じた商取引債権を保護することを可能とする規定が創設されることになったものです。

これまで、同じく準則型私的整理手続である事業再生ADR手続には同趣旨の規定があり、特にプレDIPファイナンスの優先弁済に関する規定は数多く利用されていたのですが、今般、協議会手続においても、同様の規定が設けられること

になりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」といいます。)及び各都道府県の認定支援機関に設置の協議会(以下、中小機構と合わせ、「中小機構等」といいます。)の行う事業再生に関する指導又は助言のニーズが増大する中、協議会手続においても、法的再建手続への移行を円滑化する仕組みを設けたものです。

新旧対象条文は、

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001-4.pdf>

をご参照ください。

### 3. プレDIPファイナンスの保護について(各論)

これまでは、協議会手続中に実行されたプレDIPファイナンスについては、法的再建手続に移行した場合、基本的には、他の一般債権と同様に弁済が禁止され、同一条件で権利変更の対象とならざるを得なかったことから、協議会手続中にプレDIPファイナンスを得ることは困難であり、円滑な事業再生に支障を来たしていました。

そこで、法的再建手続に移行した場合でも、裁判所は、プレDIPファイナンスについて再生計画案において他の再生債権



と異なる取扱い(優先的な弁済)を認めるかについて、優先的な弁済をすることについて協議会手続中の対象債権者(金融債権者)が全て同意していること等を協議会手続中に中小機構等が確認している場合、そのことを考慮した上で判断することになりました。

#### 4. 商取引債権の保護について(各論)

協議会手続中に発生した商取引債権は、協議会手続中には基本的に全額を弁済することになりますが、法的再建手続に移行した場合は、少額債権の弁済を除き、他の一般債権と同様に弁済が禁止され、同一条件で権利変更の対象とならざるを得ませんでした。

協議会手続は非公開でなされますので、一般的に取引先に知られることはありませんが、万が一、協議会手続中であることが判明した場合、取引先との取引継続に支障が生じることがあります。また、法的再建手続に移行せざるを得ない場合は、取引先についても上記のとおり弁済が禁止されることから、取引先との取引継続ひいては事業の再生に支障を来たす場合があります、事業再生を目指す企業の事業価値も毀損することになります。

そこで、商取引債権について早期に弁済しなければ事業再生に著しい支障を来すこと等を中小機構等が確認した場合、裁判所は、そのことを考慮した上で、法的再建手続上の保全処分の対象外(いわゆる保全の穴あけ)とするか、少額債権の弁済の対象とするか、あるいは、再生計画案において他の再生債権と異なる取扱い(優先的な弁済)を認めるかについて判断することになりました。

#### 5. 留意点

いずれの規定もあくまで考慮規定であり、裁判所を法的に拘束するものではありませんが、裁判所としてもよっぽどのことがない限り、協議会手続中になされた中小機構等による確認を適切に考慮なさるでしょうから、プレDIPファイナンスや商取引債権の優先的な取扱いについて予見可能性が高まったといえ、今後の協議会手続の実務、ひいては円滑な事業再生に多大な影響が生じると考えられます。

ただし、あくまで法的再建手続に移行した場合に優先的な取扱いがなされるにとどまり、破産手続に移行してしまった場合にまで優先的な取扱いがなされるわけではないことには注意を要します。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



**【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】**

## 連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向②—破産編—

宮本 聡  
So Miyamoto

PROFILEはこちら



8月号に続いて、コロナ禍での法的倒産案件数の動向を紹介いたします。今回は破産編です。

## 1 破産手続の利用状況

## (1) 2020年

2020年に裁判所が受け付けた破産事件の数は全国で78,104件(2019年比2.6%減)、東京(本庁)で8,807件(2019年比8.0%減)となっています。東京の8,807件の内訳は法人破産1,438件、個人破産7,369件であり、いずれも2019年比で減少となりました<sup>1</sup>。東京地裁(本庁)の2016年から2019年の破産事件数は年間9,000件台中盤から後半で推移していましたので、2020年の8,807件は大きな減少といえます。減少の要因としては、コロナ禍による影響緩和のための各種公的給付や金融機関による資金繰り支援の浸透等が考えられます。

## (2) 2021年1月から8月の動向(速報値)

2021年1月から8月31日までの間の官報公告で確認できた破産事件数は、東京地裁(本庁)4,960件(2020年同時期:5,190件)、大阪地裁(本庁)3,257件(2020年同時期:3,421件)でした。このことからしますと、東京・大阪の足元の状況として破産事件数は2020年比で減少傾向がみられているといえそうです。

2 コロナ禍での東京地裁の債権者集会の運用  
(破産者等の出席の可否)

破産者及びその代理人は、利害関係人に対する説明義務を負っていることから(破産法40条1項1号及び2号参照)、債権者集会に必ず出席しなければならないとされています<sup>2</sup>。

もともと、東京地裁(本庁)では、2020年4月以降、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特に必要のない限り、破産者及び代理人の出頭を求めない運用(管財人は出席しています。)が取られており、債権者集会の様子が変化しています。この運用がいつまで続くかは決まっていますが、足元の感染状況を踏まえると当面は続くと思われます。他方、コロナ禍でも債権者が債権者集会に出席できるのは従前どおりですが、債権者が集会に出席しても、破産者及び代理人に対して直接説明を求められないことが想定されますので、留意が必要です。また、一部の大規模な破産事件ではコロナウイルス感染拡大防止の観点から債権者集会を開催せずに手続が進められる(債権者集会非招集型)こともあるようです<sup>3</sup>。

8月9日と法的倒産手続の動向を見てきましたが、次回10月号は、一度、法的倒産を離れて、私的整理((仮)「コロナ禍での倒産事件の動向③—私的整理(協議会・事業再生ADR)編」)を予定しています。

1: 竹下慶「東京地方裁判所における破産事件の運用状況」法曹時報73巻8号1451頁

2: 永谷典雄ほか編「破産・民事再生の実務【第4版】破産編」503頁(金融財政事情研究会、2020)

3: 竹下慶「東京地方裁判所における破産事件の運用状況」法曹時報73巻8号1451頁

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】